

## 世界遺産と日本の文化遺産 World Heritage and Japanese Cultural Heritage

才津 祐美子(SAITSU, Yumiko)  
長崎大学

**Abstract:** Japan has adhered to the Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage since 1992. For these twenty years "World Heritage boom" has been sweeping all over the country, and consequently, such heritage becomes not just a heritage but a local resource in Japan. The purpose of this study is to clarify the interactions between the World Heritage Convention as a global standard and the Law for the Protection of Cultural Properties as a Japanese local standard.

**キーワード:** 世界遺産、文化遺産、文化財、グローバル・ストラテジー、無形文化遺産  
**Key Words:** World Heritage, Cultural Heritage, Cultural Properties, Global Strategy, Intangible Cultural Heritage

### はじめに

日本が UNESCO の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(以下、世界遺産条約という)の締約国となって 2012 年でちょうど 20 年になる。以来、日本においては「世界遺産ブーム」が訪れ、世界遺産は「遺産」というよりも「資源」として認識され、定着している。そしてこうした状況は、韓国、中国でも見受けられるようである。しかし、国内遺産を世界遺産にするには、国内法規と世界遺産条約間の擦り合わせが必要となってくる。なぜなら、世界遺産一覧表に登録する物件は、当該国または地域の法規によって管理されていることが前提条件だからだ。

本稿の目的は、日本を事例として、世界遺産条約というグローバル・スタンダードと日本の文化財保護制度(ローカル・スタンダード)との影響関係をみていくことである。また、世界遺産条約を補完するものとして 2003 年に採択された、同じく UNESCO の「無形文化遺産の保護に関する条約」(以下、無形文化遺産保護条約)についてもあわせて考察する。

### 1. 日本の文化財保護制度

本章ではまず、現行の文化財保護法の前身となった近代日本の文化財保護制度について概観した上で、文化財保護法とその変遷過程について見ていく。

#### (1) 近代日本の文化財保護制度

近代日本の文化財保護は、1871年に出された「古器旧物保存方」という太政官布告から始まったといわれる<sup>1)</sup>。これは、廃仏毀釈の風潮の中、全国的に伝世の古器旧物を保全すべきことを通達するとともに、各地方官庁で品目と所蔵人名を調査して政府に報告するよう求めたものである。

その後、1888年に宮内庁に設置された臨時全国宝物取調局による全国の古社寺を中心とする宝物の調査等が行われ、こうした調査を下敷きに、日本で最初の文化財保護法規といわれる「古社寺保存法」（1897年）が制定された。本法規では、「社寺ノ建造物及寶物類ニシテ特ニ歴史ノ證徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノ」（同法第4条）を内務大臣が特別保護建造物または国宝の資格あるものと定めることができるとされた。また、建造物及び宝物類の維持修理が不可能な古社寺に対して保存金の下付の出願を法定し、その修理に対し、地方長官の指揮監督権を定めていた。この古社寺保存法は、対象が社寺に係わるものに限定されていたが、国による重要な文化財の指定や、指定文化財に関する管理・保護・公開に対する規制、重要な文化財の保存のための国の助成をはじめ法律制度として定めたもので、日本の文化財保護制度の原型をなすものだった。

そして1919年には「史蹟名勝天然紀念物保存法」が、1929年には古社寺保存法に替わって「国宝保存法」が制定された。後者は国宝の指定制度を創設したもので、古社寺保存法によって特別保護建造物及び国宝の資格あるものとして定められた物件は、国宝に指定されたものと見なされた。社寺有のみならず、新たに国・地方公共団体有、民有の物件も指定の対象とされたことが大きな特徴で、これによって文化財行政は大きく変化した。また、1933年には、美術品の海外流出を防ぐため、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定された。

このように、建造物・美術工芸品および史蹟名勝天然紀念物に関する保護制度は、すでに第2次世界大戦以前に一応整備されていたといえる。

## （2）文化財保護法とその変遷

現行の法規である文化財保護法は、1949年の法隆寺金堂壁画の焼損を直接の契機とし、参議院が中心となって立案した議員立法として1950年に制定されたものである。内容としては、戦前の3つの法規（史蹟名勝天然紀念物保存法、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律）を一本化し、さらにその範疇を拡大したものだ。当時の文化財の種類と定義をまとめたのが表-1である。この際の文化財の種類は、有形文化財、無形文化財、史蹟名勝天然紀念物の3つだった。戦前との違いとしては、国宝保存法で保護されていたもの（文化財保護法の有形文化財にあたる）に民俗資料と考古資料が加えられたことや、無形文化財というカテゴリーが創設されたこと等があげられる。中でも「無形文化財」というカテゴリーの創設は世界で最初だといわれており、のちに日本の文化財保護法を参考にして創られた韓国の文化財保護法規にも取り入れられる。

文化財保護法は、この後幾度も改正を重ねて現在に至っており、2012年3月現在の文化財の種類は有形文化財、無形文化財、記念物、民俗文化財、伝統的建造物群、文化的

景観の6つになっている（表-2）。約60年間でかなり増えたことがわかるが、この間に

表-1 1950年の文化財

文化財の種類	文化財の定義
有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
史跡名勝天然記念物	史跡、名勝及び天然記念物

注：文化財保護法（1950年5月30日公布）より才津が作成。

表-2 2012年の文化財

文化財の種類	文化財の定義
有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
記念物	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

注：文化財保護法（2004年6月9日改正）より才津が作成。

大きな改正といえるものが4度あった。以下では、それぞれの改正のポイントについて、簡単に紹介していく。

#### 1) 文化財保護法・1954年改正<sup>2</sup>

有形文化財の一部だった民俗資料がそこから分かれ、一つのカテゴリーとして独立した。また、重要民俗資料と重要無形文化財に指定制度が導入された。ただし、改正前に無形文化財として選定されていたものもあった無形の民俗資料については、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料」として選択することとされ、指定制度は設けられなかった。

なお、「指定制度」とは、「文部大臣が、直接重要な文化財を指定し、規制と補助の両面によりその保護を図る」ためのものである。また、その特徴として、「指定行為は、行政の権力的作用たる処分の性質を有し、所有者及び占有者の同意を必要としない」といった強制力を持っていることがあげられる（(財)京都府文化財保護基金編 1989）。つまり、補助も厚いが規制も厳しい制度だといえる。

#### 2) 文化財保護法・1975年改正<sup>3</sup>

民俗資料が民俗文化財となり、無形の民俗文化財にも指定制度が導入された。また、新たな文化財のカテゴリーとして、伝統的建造物群が創設された。これによって、個々の建造物、史跡といった「点」ではなく、複数の建造物を周囲の一定の環境とともに「面」として保護できるようになった。さらに、この改正では、選定保存技術制度も創設された。

#### 3) 文化財保護法・1996年改正<sup>4</sup>

文化財の裾野を広げるとともに、近代につくられた（原則として建設後50年を経過した）建造物の保護を促進するために、登録文化財保護制度が創設された。この登録制度は、指定制度とは異なり、文化財の保存、管理を所有者の自主性にゆだねる緩やかな保護制度である。歴史的建造物を身近な存在としつつ、それを地域資源として積極的に活かすという趣旨で導入されたという。

なお、近代の建造物の文化財指定は1980年代前半からはじまっており、1990年代からは、近代化に大きな役割を果たした産業・交通・土木に関連する構築物（近代化遺産）の調査および文化財指定が進んでいる。また1990年代からこの種の文化財指定が進んだ背景には、世界遺産条約の影響があった。

#### 4) 文化財保護法・2004年改正<sup>5</sup>

新たな文化財のカテゴリーとして、文化的景観が創設された。また、民俗文化財に民俗技術が加えられた。さらに、登録文化財の制度が拡大され、登録文化財に美術工芸品関係も含まれるようになり、民俗文化財や記念物においても、登録有形民俗文化財および登録記念物が設けられた。

ちなみに、文化的景観が創設されたのもまた世界遺産条約の影響である。世界遺産条約では、1992年に文化と自然の中間領域に位置するものとしてこのカテゴリーが創設されたのだが、それが日本の文化財保護法にも導入されることになったのである。

### (3) 日本の文化財保護制度のまとめ

ここまで近代以降の日本の文化財保護制度の変遷について見てきた。その歴史的展開をまとめると、寺や神社が持っていたものから国民すべてが所有するものも含むように、有形のものから無形のものも含むように、美術工芸品から人びとの生活文化に関するものも含むように、単体としての保護から広範囲のものを一纏めにして保護するように、江戸時代以前のものから近代以降のものも含むようにという風にどんどん拡大してきた。今や過去に繋がるありとあらゆるものが文化遺産とみなされるようになっており、私はこれを「総文化遺産化の時代」と呼んでいる（才津 2006）。

さらに、文化財の「活用」の意味が変化してきていることが重要である。文化財の「保存」と「活用」は、日本最初の文化財法規である古社寺保存法（1897年）以来の文化財保護の原則なのだが、当初いわれていた活用とは、文化財の公開を意味していた。ところが、年々地域おこし等のための資源として文化財を利用することが多くなり、こうした資源としての利用を「活用」というようになってきているのである。その傾向に拍車がかかったのは、1990年代以降だといえる。

このような中で登場したのが世界遺産であり、それはたちまち地域社会における究極の資源として見なされるようになった。

## 2. 世界遺産条約と日本

世界遺産条約の締約国になって以来、日本は毎年のように国内遺産を推薦し、世界遺産リストへの登録を果たしてきた。しかし、文化遺産については、締約国になった当初と近年では推薦する物件の内容が大きく変化している。本章では、世界遺産における近年の傾向からその理由を考察していきたい。

### (1) 世界遺産条約とは？

世界遺産条約は1972年11月16日に開催された第17回UNESCO総会において採択された。以来年々締約国が増え、2011年7月現在の締約国数は187カ国である。日本は1992年に125番目の締約国になった。

世界遺産の種類には、文化遺産、自然遺産、複合遺産の3つがあり、2011年7月現在の登録数は、文化遺産725、自然遺産183、複合遺産28、総計936である。これを見ると文化遺産がその大半を占めていることがわかる。

### (2) 世界遺産条約の問題点と近年の動き

日本が締結国になった頃、世界遺産条約も重要な転換期を迎えていた。1980年代から自然遺産よりはるかに文化遺産が多いことや、世界遺産リストの登録内容には地理的・時代的・テーマ的に不均衡があることが指摘され、その是正に向けて舵を切ろうとしていたのである。例えば、地理的不均衡とは、地球上の北半分に一もつといえればヨーロッパにほとんどの文化遺産があるということを示している。

こうした問題意識はUNESCOとICOMOSが共同で組織した「代表性のある世界遺産

一覧表のための『グローバル・ストラテジー』及びテーマ別研究に関する専門家会議（1994年6月20-22日にパリのUNESCO本部で開催された）に引き継がれ、その会議の報告書の内容は、同年12月第18回世界遺産委員会（プーケット開催）において採択された（UNESCO Headquarters 1994）、（UNESCO WHC online:globalstrategy）。ここから「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信頼性確保のためのグローバル・ストラテジー（Global Strategy for a Representative, Balanced and Credible World Heritage List）」（以下、グローバル・ストラテジー）がはじまったのである。

このことについて、「代表性のある世界遺産一覧表のための『グローバル・ストラテジー』及びテーマ別研究に関する専門家会議」の報告書（UNESCO Headquarters 1994）を参照しながら、もう少し詳しく見ていきたい。同報告書では、世界遺産リストの地理的・時代的・テーマ的不均衡について、次のように指摘している。①他の地域に比べてヨーロッパの遺産が過剰に登録されている。②歴史的町並みや信仰関連建造物が他のタイプの資産よりも過剰に登録されている。③キリスト教関連のものが他の宗教や信仰のものに比べて過剰に登録されている。④先史時代や20世紀のものに比べてそれ以外の時代の遺産が過剰に登録されている。⑤「優品」としての建築が、ある地方特有の建築よりも過剰に登録されている。さらには、生きている文化（living culture）—とりわけ「伝統的な」ものの深さ・豊かさ・複雑さ・自然環境との多様な関係、民族誌的および考古学的景観、そして顕著な普遍的価値を有する人間の諸活動に関わる多くの事象がこれまで見落とされてきたことも指摘されていた。

そこで、同報告書では、これらの不均衡を解消し、世界遺産リストの代表性および信頼性を確保していくために、いくつかの勧告を行っている。それは、典型的アプローチから文化的表現の複雑でダイナミックな性質を反映するアプローチへの転換、人間と土地との共生を示すもの（人間の諸活動や居住、生活様式、技術革新など）や人間の社会的活動（人間の相互作用や文化的共生、精神的・創造的表現など）のような人類学的文脈からの考慮、遺産をまだ登録していない締約国や世界遺産条約を締約していない国への積極的な働きかけなどであった。また、登録基準ii（「すでに消滅した文明に関する独特な、あるいはまれな証拠を示していること」）にある「すでに消滅した」という言葉を、生きている文化を疎外するという理由で削除するよう求めるなど、登録基準の見直しも促している<sup>6</sup>。さらに、この勧告の中で、当面比較研究が進みつつある遺産として、産業遺産・文化的景観・20世紀の建築の3つが示された。

つまり、グローバル・ストラテジーでは、「優品」ばかりでなく人間の営為全般に関わるものを、過去に存在したものばかりでなく現在も存続している（living）ものを、有形のものばかりでなく無形のものを評価の対象にしていこうとしているわけだが、こうした文化遺産概念の広がり方は先述した日本の文化財保護制度の変遷過程と類似していて大変興味深い。

1992年に世界遺産条約の締約国となった日本は、最初こそ従来のリストと同種の遺産の

登録を進めたが、まもなくグローバル・ストラテジーに対応した遺産の登録を目指さざるを得なくなる。次節ではこうした動きに対する日本の対応について見ていきたい。

### (3) 日本の世界遺産

2011年7月現在の日本の世界遺産リスト登録数は、自然遺産4件、文化遺産12件の合計16件である(表-3)。このうち近年世界遺産リストに登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」(2004年登録)と「石見銀山遺跡とその文化的景観」(2007年登録)は文化遺産の中でも文化的景観としての価値が認められたものである。また、2011年に登録された「平泉」も2006年12月に最初の推薦書が提出された際には「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」という名称がつけられており、推薦書の内容からもこのカテゴリでの登録を目指していたことがわかる。なぜこのカテゴリでの登録を目指していたのかというと、先述したように、グローバル・ストラテジーに関する勧告の中で当面比較研究が進みつつある遺産として産業遺産・文化的景観・20世紀の建築が示された結果、これらが世界遺産に登録されやすい種類の文化遺産として認識されたからである。また、2007年以降に暫定リストに記載された日本の文化遺産を見ると、産業遺産(近代化遺産)が複数含まれている。つまり日本は、世界遺産の傾向に敏感に反応し、それに応じたものを戦略的に暫定リストに記載し、推薦しているのである。1-(2)-3)および4)で見たように、その影響は国内法にも及んでいる。

### (4) グローバル・ストラテジーの効果

グローバル・ストラテジーを受けて、それに即した種類の文化遺産を世界遺産に推薦するという対策を取っているのは、もちろん日本だけではない。すでに多くの文化遺産を有しているヨーロッパ諸国でも同じような動きを見せている。したがって、グローバル・ストラテジーによって時代的・テーマ的不均衡は改善されたとしても、地理的不均衡の是正は容易には進まないといえる。

一方、世界遺産条約の問題点としては、文化遺産といっても基本的には有形のものしか含まれないことも指摘されていた。そこで無形の文化遺産を保護するために登場したのが、無形文化遺産保護条約である。

## 3. アンチテーゼとしての無形文化遺産保護条約

無形文化遺産保護条約は同じUNESCOによる世界的な条約ではあるが、先に見てきた世界遺産条約とは全く別のものである。この条約の成立に尽力したのが1999年から10年間アジア初のUNESCO事務局長を務めた松浦晃一郎をはじめとする日本と、日本同様無形文化財の保護制度が進んでいる韓国だったと言われている。

無形文化遺産保護条約は、2003年10月のUNESCO総会において採択され、2006年4月に発効された。2011年5月現在の締約国数は、136カ国である。日本は2004年6月に3番目の締約国になった。各締約国の推薦にしたがって本条約の代表リストが作成されはじめたのは2009年だが、それに先だって、2001年からUNESCOによって実施されてい

た「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」で上がっていた 90 件（日本のものは、「能

表-3 日本の世界遺産リスト

	名称	所在地	暫定リスト 記載年	世界遺産リスト 登録年月	備考
自然遺産	白神山地	青森県、 秋田県	1992 年	1993 年 12 月	
	屋久島	鹿児島県	1992 年	1993 年 12 月	
	知床	北海道	2003 年	2005 年 7 月	
	小笠原諸島	東京都	2007 年	2011 年 6 月	
文化遺産	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	1992 年	1993 年 12 月	
	姫路城	兵庫県	1992 年	1993 年 12 月	
	古都京都の文化財	京都府、 滋賀県	1992 年	1994 年 12 月	
	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、 富山県	1992 年	1995 年 12 月	
	原爆ドーム	広島県	1995 年	1996 年 12 月	
	厳島神社	広島県	1992 年	1996 年 12 月	
	古都奈良の文化財	奈良県	1992 年	1998 年 12 月	
	日光の社寺	栃木県	1992 年	1999 年 12 月	
	琉球王国のグスク及び関連遺 産群	沖縄県	1992 年	2000 年 12 月	
	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、 奈良県、 和歌山県	2001 年	2004 年 7 月	文化的景観
	石見銀山遺跡とその文化的景 観	島根県	2001 年	2007 年 7 月	文化的景観
	平泉－仏国土（浄土）を表す建 築・庭園及び考古学的遺跡群	岩手県	2001 年	2011 年 6 月	

注：（文化庁 2001）、（文化庁 [online:h\\_index.html](http://online:h_index.html)）、（小笠原自然情報センター [online:keiitoyotei.html](http://online:keiitoyotei.html)）、（白神山地世界遺産センター [online:history](http://online:history)）、（知床データセンター [online:timeline.html](http://online:timeline.html)）、（屋久島世界遺産センター [online:toroku.html](http://online:toroku.html)）をもとに才津が作成。

楽」、「人形浄瑠璃文楽」、「歌舞伎（伝統的な演技演出様式によって上演される歌舞伎）」



の3件)が本条約の代表リストに統合された。

本条約でいう無形文化遺産の定義は以下のようなものである。

## 第二条 定義

この条約の適用上、

1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う。

2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

(a)口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）

(b)芸能

(c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事

(d)自然及び万物に関する知識及び慣習

(e)伝統工芸技術

この定義を見れば、無形文化遺産とはあらゆる国や地域が有するものであり、理念上は世界遺産条約の文化遺産で問題となっているような不均衡が生じる可能性がないものであることがわかる。また、世界遺産条約とは異なり、無形文化遺産の代表リスト登録の採否を決めるのは書類審査のみで、専門機関による価値評価は行われない。これはつまり、世界遺産条約では重要な価値基準である「顕著な普遍的価値」を各無形文化遺産に求めないということの意味している。もっと言えば、「それぞれの無形文化遺産にはそれぞれの価値がある」という文化相対主義的理念に則っているのである。日本の場合、国指定レベルの無形の文化遺産に選ばれているものすべて（すなわち、重要無形文化財、重要無形民俗文化財、選定保存技術）を順次代表一覧表に提案していくことになっている。

以上見てきたように、無形文化遺産保護条約には世界遺産条約のアンチテーゼ的な側面がある。しかしながら、実践の場面—すなわち実際の運用やマス・メディア、一般市民レベルの受け止め方を見ると、こうした理念が伝わっているとは言い難い状況である。例えば、マス・メディア等の扱いは世界遺産とほぼ同じであり、「世界遺産の無形ヴァージョン」、「世界無形（文化）遺産」として報道されている。また、待っていれば必ず登録されるのに、わざわざ登録運動を開始した国指定重要無形民俗文化財を有する地域もあれば、

国内法規では文化財になっていない「日本食」が候補にあがるなど、早くも迷走しはじめている。しかも農林水産省のホームページでさえ「日本食文化の世界遺産化プロジェクト」と堂々と書いている始末である（農林水産省 [online:index.html](http://online.index.html)）。これらはいずれも世界遺産がかなり有用な資源として認識されているからこそ起きている現象にほかならない。様々な思惑が交錯しながら、今後有形・無形の文化遺産をめぐるグローバル・スタンダードとローカルなそれとのせめぎ合いは続いていくと思われる。

## おわりに

本稿では、日本の文化財保護制度の歴史的変遷と UNESCO の世界遺産条約および無形文化遺産保護条約との影響関係を見てきた。古社寺保存法（1897 年）以来どんどん範疇を拡大してきた日本の文化財保護制度だが、世界遺産条約の締約国となった 1990 年代以降はその影響もあって、さらなる範疇の拡大が進んだ。一方、UNESCO の条約においては、世界遺産条約の問題点が指摘され、その改善策として文化遺産の範疇が広がった。また、日本と韓国が中心となって無形文化遺産の保護が促進され、新たな条約も創られた。

さらに、両者を比較することで見えてきたのは、直接的な影響関係だけでなく、UNESCO の条約と日本の文化財保護制度には対象の拡大の仕方に類似点があるということである。UNESCO の条約でいえばそれは、「優品」ばかりでなく人間の営為全般に関わるものを、過去に存在したものばかりでなく現在も存続しているものを、有形のものばかりでなく無形のものも評価の対象にしていこうとしている点である。これは換言すれば、文化遺産の「文化」の概念が文化人類学的なものに接近してきているということなのだが、こうしたことは、「文化とは何か」という問いや文化多様性というものを突き詰めていくと必然的に辿り着く帰結のようにも思われる。そしてそれは今後ますます「生きている(living)」ものの文化遺産化が進んでいくことを意味するが、それには困難さも伴うだろう。「生きている文化」は、すなわち「変化する文化」でもあるからである。変化するものをいかに「遺産」として維持管理していくのか。文化遺産保護の困難さは、選ぶ過程のみならず、それを維持管理する段階にこそ多く存在する（才津 2010）。

## 【注】

- 1 文化財保護法以前の文化財保護制度の変遷については、主に（文化庁 1976）、（文化庁 2001）、（中村 1999）を参照した。なお、「文化財」という言葉は、正確には 1950 年に制定された文化財保護法からの名称だが、本稿では便宜上、それ以前に遡ってもこの名称を用いるものとする。
- 2 1954 年改正の詳細については、（才津 1997）を参照されたい。
- 3 この部分の執筆に関しては、前掲 2 の拙稿と、前掲 1 の（文化庁 2001）を参照した。
- 4 前掲 1（文化庁 2001）参照。

5 (岩橋 2005) 参照。

6 結果的には、この文言は削除されず、代わりにこの文言の前に「現存する (living)」という語が付け加えられた。

#### 【参考文献】

岩橋理彦, 2005, 「新たな文化財保護行政の展開」『月刊文化財』500:13-15.

小笠原自然情報センター, 「世界自然遺産登録に向けて—登録までの経緯」, (2011年5月5日取得, <http://ogasawara-info.jp/isan/keiitoyotei.html>)

才津祐美子, 1997, 「そして民俗芸能は文化財になった」『たいころじい』15:26-32.

才津祐美子, 2006, 「文化遺産の保護から考える環境としての文化」桂木健次ほか編『社会環境学への招待』, ミネルヴァ書房, 160-171.

才津祐美子, 2010, 「世界遺産“白川郷”的“记忆”」王晓葵・何彬編『現代日本民俗学的理论与方法』, 學苑出版社, 299-325.

(財)京都府文化財保護基金編, 1989, 『改訂増補文化財用語辞典』淡交会.

(社)日本ユネスコ協会連盟, 「無形文化遺産の保護に関する条約」, (2012年3月20日取得, [http://www.unesco.or.jp/contents/isan/treaty\\_Intangible.html](http://www.unesco.or.jp/contents/isan/treaty_Intangible.html))

白神山地世界遺産センター, 「世界遺産登録年表」, (2011年5月5日取得, <http://tohoku.env.go.jp/nature/shirakami/introduction/history/>)

知床データセンター, 「知床世界遺産年表」, (2011年5月5日取得, <http://dc.shiretoko-whc.com/process/timeline.html>)

中村賢二郎, 1999, 『文化財保護制度概説』ぎょうせい.

農林水産省, 「日本食文化の世界遺産化プロジェクト」, (2012年12月30日取得, <http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/index.html>)

文化庁, 1976, 「文化財保護教室(1)文化財保護法令のあゆみ」『文化庁月報』92:21.

文化庁, 2001, 『文化財保護法50年史』ぎょうせい.

文化庁, 「世界遺産と無形文化遺産 世界遺産(文化遺産)一覧」, (2011年5月5日取得, [http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h\\_index.html](http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h_index.html))

屋久島世界遺産センター, 「屋久島—世界自然遺産登録に至る経緯—」, (2011年5月5日取得, <http://www.env.go.jp/park/kirishima/ywhcc/wh/toroku.html>)

UNESCO Headquarters, 1994, Report of the Expert Meeting on the "Global Strategy" and thematic studies for a representative World Heritage List (20-22 June 1994).

UNESCO WHC, Global Strategy, (2011年9月8日取得, <http://whc.unesco.org/en/globalstrategy>)

(SAITSU, Yumiko/長崎大学)